

公益財団法人日本パラスポーツ協会 登録団体の処分に関する規程

この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「本会」という。)倫理規程第6条により、同規程第2条の2項に定める登録団体に対する処分に関する手続き及び内容について定めることを目的とする。

第1条 (適用範囲)

この規程の適用範囲は以下の登録団体(準登録団体含む)とする。

- (1) 本会登録団体規程の第2条第1項(1)に定める競技団体
- (2) 本会登録団体規程の第2条第1項(2)に定めるパラスポーツ協会
- (3) 本会登録団体規程の第2条第1項(3)に定めるパラスポーツ指導者協議会
- (4) 本会登録団体規程の第2条第1項(4)に定めるパラスポーツセンター

第2条 (処分の手続き)

対象となる事案に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 本会倫理規程に違反する行為を行ったおそれがあるときには、管理責任者(担当常務理事)は、当該団体に対し調査を行い、結果を会長へ報告する。
- (2) 会長はコンプライアンス委員会に意見を求める。
- (3) コンプライアンス委員会は内容を審議し、処分案を含む審議内容を会長へ報告する。
- (4) コンプライアンス委員会での審議過程においては、処分案を当該団体に提示し、必ず弁明の機会を設けなければならない。但し、提示した処分案に対し当該団体が同意を示した場合、または当該団体が弁明の機会を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。
- (5) 処分については理事会の承認を取る。
- (6) 会長は当該団体に対する処分を行う。

第3条 (処分の種類及び内容)

処分の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 指導
口頭または書面により、是正・改善を指導する。
- (2) 勧告
書面により、是正・改善を求めるとともに、改善計画書を提出させる。
- (3) 資格停止
書面での通知を以って、一定期間、登録・加盟団体としての権利・権限等を停止する。なお、資格停止の具体的な内容は、以下のとおりとする。

<事業>

- a. 各種助成金・補助金の申請
- b. 本会名義の使用(主催、共催、後援等)
- c. 本会各種事業への参加

<役員・評議員>

- d. 理事候補者及び評議員候補者の推薦
- e. 当該団体推薦役員、評議員の理事会・評議員会への出席

<推薦>

- f. 当該団体に関して本会から他団体・機関等への各種推薦(表彰等)

<契約>

- g. 当該団体と締結する各種契約

(4) 資格のはく奪

書面での通知を以って、当該団体の本会登録または加盟資格をはく奪する。

2. 前項(3)および(4)について、処分後、当該団体における是正・改善状況を見極めた上で、再度処分の軽減を図ることができる。

第4条 (上訴)

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「仲裁機構」という。)の加盟団体スポーツ仲裁規則に該当する団体は、本会が決定した処分については、仲裁機構の規則に則り、上訴を申し立てることができる。

第5条 (その他)

- (1) 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合、事案が発生した時点に遡及し、この規程を適用することができる。
- (2) この規程に定める事項以外については、別途コンプライアンス委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

附則

- 1 本内規は、平成28(2016)年10月28日より施行する。
- 2 令和3年10月1日 一部変更 名称変更
- 3 令和3年11月19日 第3条 倫理委員会をコンプライアンス委員会に変更
- 4 令和6年3月26日 一部内容変更、本内規を規程に変更。